

## 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出書（土壌汚染対策法第 12 条）

### ○届出要件（法第 12 条第 1 項）

届出の対象となる行為は、形質変更時要届出区域内において土地の形質を変更する行為です。「土地の形質の変更」とは、土地の形状又は性質の変更のことであり、例えば、宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為が該当し、基準不適合土壌の搬出を伴わないような行為も含まれます。

ただし、通常の管理行為等については、届出対象外となります。「通常の管理行為等」とは、次の行為です。

- (1) 掘削行為であり次の基準を満たすもの
  - ・掘削面積が 10 m<sup>2</sup>以上の場合、掘削深度 50cm 未満の行為
  - ・掘削面積が 10 m<sup>2</sup>未満の場合、掘削深度 3m 未満の行為
  - ・汚染の除去等の措置を講じるために設けられた構造物に変更を加えない行為
  - ・汚染土壌の区域間移動または飛び地間移動を伴わない行為
- (2) 汚染を拡散しない方法で行われるボーリング（土壌汚染の調査又は観測井戸を設ける目的のものに限る）
- (3) 土地の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣の定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの

### ② 届出義務者について

届出義務者は、「形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者」です。  
※土地所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。

※工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者が該当します。

### ③ 届出期限

「形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出書」の提出は、**形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更に着手する日の 14 日前まで**にいわき市長に届け出なければなりません。

※「着手する日」とは、「土地の形質の変更そのものに着手する日」をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

※14 日前には、届出日及び工事開始日は含みませんのでご注意ください。

※汚染土壌を区域外へ搬出（自然由来等形質変更時要届出区域間や飛び地間移動も含む）する場合は法第 16 条の規定により別途届出が必要となります。詳細は「汚染土壌の区域外搬出届出（土壌汚染対策法第 16 条第 1 項）」をご覧ください。

#### ④ 試料採取等を行わなかった土壌について土地の形質の変更をしようとする場合

土壌汚染状況調査時に試料採取等を行う深度を限定した土地において、試料採取等を行わなかった土壌について土地の形質変更を行う場合（最大形質変更深さより 1m を超える深さについて資料採取等の対象としなかった場合）には、当該土壌の調査結果及び特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付してください。調査方法は、土壌汚染状況調査と同様の方法で実施してください。

#### ⑤ 事後届出が認められる行為について（法第 12 条第 2 項）

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、事前届出が原則となりますが、以下の行為については事後届出を認めています。

##### 1 臨海部特例区域における土地の形質の変更

臨海部特例区域において土地の形質の変更を行った者は、**1 年ごと**に、その期間中に行った土地の形質変更の種類、場所、その他事項をいわき市長に報告しなければなりません。

※臨海部特例区域：特定有害物質による汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地のこと

##### 2 形質変更時要届出区域の指定時に既に着手している行為

形質変更時要届出区域が指定された際、当該形質変更時要届出区域内において既に土地の形質の変更に着手している者は、**その指定の日から起算して 14 日以内**に「形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出書」をいわき市長に提出しなければなりません。

※区域指定前に形質変更する際は、事前*に*いわき市の担当者にご相談ください。

##### 3 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

形質変更時要届出区域内において、非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をした者は、**当該土地の形質の変更をした日から起算して 14 日以内**に「形質変更時要届出区域における土地の形質の変更届出書」をいわき市長に提出しなければなりません。